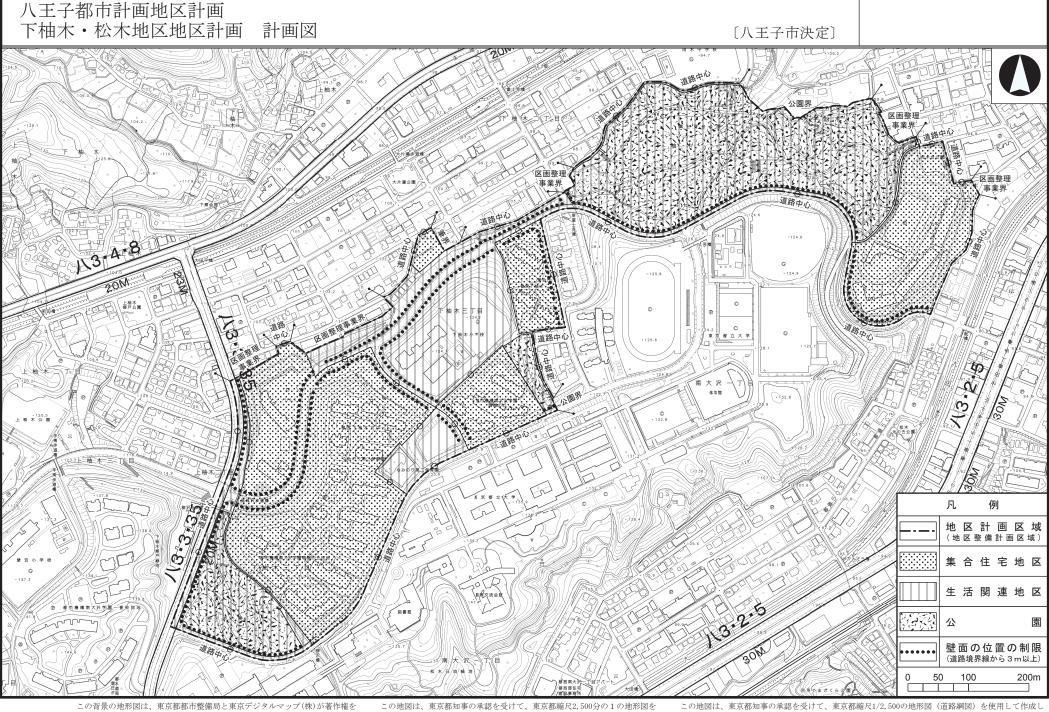
八王子都市計画地区計画 下柚木・松木地区地区計画 位置図 [八王子市決定] 長沼町 打越町 南陽台三丁目 東中野 南陽台二丁目 絹ケ丘三丁自 北野台 北野台 五丁目 野猿街道 北野台 四丁目 松が谷 北野台 二丁目 堀之内三丁目 北野台 三丁目 京王堀之内駅 東京都立大学 地区計画区域 上柚木二丁香 八王子市 多摩市 上柚木三丁目 南大沢駅 南大沢二丁目 南大沢五丁目 鑓水三丁目 南大沢四丁目 南大沢三丁目 町田市 0 100 200 800m 400 600 この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を

この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:17東デ共祚第038号-45)

この地図は、東京都知事の赤認を受けて、東京都稲尺2,500分の1の地形図を 複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (水認番号) 22都市県交 第480号 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図 (道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。 (承認番号) 22都市基街測第152号、平成23年1月28日



有しています。 (承認番号:17東デ共許第038号-45)

複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 22都市基交 第480号

たものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。 (承認番号) 22都市基街測第152号、平成23年1月28日

八王子都市計画地区計画の変更(八王子市決定)

都市計画首都大学東京北地区地区計画を次のように変更する。

	名称	下柚木・松木地区地区計画
	位置※	八王子市下柚木二丁目、下柚木三丁目、下柚木字四号、字五号、松木、松木字九号、字十一号、字十二号及び南大沢一丁目各地 内
	面 積 ※	約 37.2ha
	地区計画の目標	本地区は、多摩ニュータウン区域内で京王相模原線南大沢駅の北東約1キロメートルに位置し、東京都が新住宅市街地開発事業 (以下、「新住事業」という。)により計画的な土地利用、施設配置を行う地域である。大学に隣接することから学園街として特 色のある住宅地の形成を図り、周辺の自然環境との調和を目指すところである。 そこでこの良好な住環境を損なうことなく、将来にわたり維持、保全していくことを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	良好な地区の環境の形成を図るため、本地区を二つの地区に区分する。 集合住宅地区は、地区周辺の環境に配慮しつつ、集合住宅等を計画的に配置し、良好な住環境の形成と保全を図る。 生活関連地区は、周辺の土地利用と調和のとれた学校、診療所、店舗等の施設を配置する地区として良好な地区環境の形成と 保全を図る。
	地区施設の整備の方針	新住事業により、地区内に計画的に整備される道路、歩行者専用道路、地区公園、近隣公園、児童公園の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	〈集合住宅地区〉 建築物の用途を共同住宅等に制限し、道路沿いについては壁面の位置の制限を行うほか、垣又はさくの構造の制限を行うことにより、良好な住宅地としての環境の維持、保全を図る。 〈生活関連地区〉 隣接する集合住宅地区及びその周辺の環境と調和のとれた建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限を定めることにより、良好な地区環境の創出を図る。

		地区の	名称	集合住宅地区	生活関連地区
		区分	面積	約 17.5ha	約 19.7ha
				次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはな
				1. 住宅(長屋に限る。第3号において同じ。)	らない。
				2. 共同住宅	1. 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を
				3. 住宅又は共同住宅で床若しくは壁又は戸で区画された各住	除く。)
				戸の床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の	2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	建	建築物等の用途の制限		いずれかの用途を兼ねるもの	3. 養老院、託児所、保育所その他これらに類するもの
	築			(1)事務所	4. 診療所並びに住宅で診療所の用途を兼ねるもの
地	物			(2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は喫茶店	5. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法
区	等			(3) 理髪店、美容院	施行令第130条の4で定める公益上必要なもの
整	に			(4)出力の合計が 0.75kw 以下の原動機を使用して自家販	6. 日用品の販売を主たる目的とする店舗
	関			売のために食品製造業を営むパン屋、菓子屋その他こ	7. 共同住宅
備				れらに類するもの	8. 前各号の建築物に附属するもの
計	す			(5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施	
画	る			設	
	事			(6) 出力の合計が 0. 2kw 以下の原動機を使用する美術	
	項			品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	
				4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
				5. 公民館、集会所その他これらに類するもの	
				6. 児童館	
				7. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法	
				施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要なもの	
				8. 前各号の建築物に附属するもの	

地区整備計画	に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、幅員 10m以上の道路(歩行者専用道路を除く。)境界線までの距離は 3m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の各部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 (1)道路境界線については、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、床面積の合計が 5 ㎡以内であるもの (3)自動車車庫
		垣又はさくの構造	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又は高さ 1m 以下のコンクリートブロック、石積等はこの限りでない。
		の制限	

「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

※は知事協議事項

〔理由〕首都大学東京の名称変更に伴い、「下柚木・松木地区地区計画」に名称を変更する。